

令和8年第1回定例会(通常)

文教警察委員会説明資料

【合議議案件の審査】

- ・ 第19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について・・・P2

【付託案件の審査】

- ・ 第1号議案 令和8年度大分県一般会計予算・・・・・・・・・・P3
- ・ 第50号議案 大分県地方警察職員定数条例の一部改正について・・・P14
- ・ 第51号議案 大分県暴力団排除条例の一部改正について・・・・・・・・P15

大分県警察本部



第19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について（警察本部関係分）

【部局用】

- 1 改正の背景
- ・使用料及び手数料は特定のサービスを受ける者がその受益に応じて負担すべきもの（受益者負担の原則）
 - ・昨今の人件費・物価上昇に伴い、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、全使用料・手数料を対象に一斉検証を実施

- 2 検証の内容と結果
- ・施設の維持管理費や事務に要する経費について、人件費や物価の上昇に伴う増加経費等を試算（国の標準令等に準拠するものを除く※）
※ 県立高校の授業料や入学科等を含む
→試算の結果、現行単価を上回るもののうち、九州各県で統一単価を設定している手数料 ※ を除いた、411件を増改定する。
※ 教育職員免許状関係
併せて、障がい者や母子・父子家庭の者などの福祉施設利用料は無料とするなど一定の配慮も行う。
 - ・単価の伸び率(平均値) 使用料+6.7%、手数料+7.2%〔 人件費+9.3%（R3→7）、消費者物価指数+6.9%（R3→6）〕
※平均伸び率は人件費や物価、光熱水費の伸びと同等〔 光熱水費+5.5%（R3→6）〕
 - ・施行日 令和8年4月1日（県HPや施設窓口にて、県民向けに周知を実施中）

3 主な改正内容(警察本部関係)

影響額（警察本部関係分） 29,196千円

		単位	単価（円）		改定額 （円）	改定率	影響額 （千円）	備考
			改定前	改定後				
手数料	自動車保管場所証明手数料	通	2,200	2,550	350	15.9%	23,691	労務費の増等
	道路使用許可手数料	件	2,400	2,750	350	14.6%	5,505	労務費の増等
	道路使用許可証再交付手数料	件	600	680	80	13.3%	—	労務費の増等

令和8年度 警 察 本 部 予 算

区 分		予 算 額 (A)	左 の 財 源 内 訳										(単位 千円)		
			分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫支出金	財産収入	寄 附 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	県 債	一 般 財 源	7年度 当初予算額 (B)	前 年 度 対 比	
														(A)-(B)	% (A)/(B)
警察本部 ①	人件費	23,518,120		182,365				100,000				23,235,755	22,034,137	1,483,983	106.7
	事業費	6,330,616		792,355	807,210	82,793		89,294		125,107	574,000	3,859,857	6,166,187	164,429	102.7
	計	29,848,736		974,720	807,210	82,793		189,294		125,107	574,000	27,095,612	28,200,324	1,648,412	105.8
県 計 ②	人件費	159,222,322		2,368,542	17,183,145			1,246,060		66,473		138,358,102	148,838,256	10,384,066	107.0
	事業費	570,835,678	3,769,326	2,955,433	90,310,704	1,339,362	183,029	17,030,715		64,658,134	59,893,000	330,695,975	553,838,744	16,996,934	103.1
	計	730,058,000	3,769,326	5,323,975	107,493,849	1,339,362	183,029	18,276,775		64,724,607	59,893,000	469,054,077	702,677,000	27,381,000	103.9

県予算額に占める予算額構成比 ①／②

年 度	区 分	計 (%)	事業費 (%)	人件費 (%)
令和8年度	当 初 予 算 額	4.1	1.1	14.8
令和7年度	当 初 予 算 額	4.0	1.1	14.8

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	公安委員会費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
委員報酬	7,020			7,020	(6,780) 6,780	◎公安委員報酬 公安委員3人の報酬	
公安委員会運営費	2,396			2,396	(2,358) 2,358	◎公安委員及び事務局職員の旅費等公安委員会の運営に要する経費	
目 計	9,416			9,416	(9,138) 9,138		

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	警察本部費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
警察運営費	1,739,935	11,271	使用料及手数料 27,215	1,636,112	1,684,160	◎交通安全活動推進事業費補助	
			財産収入 15,270			交通安全思想普及活動を助成するための補助金	
			諸収入 50,067			◎防犯活動推進事業費補助	
						自主的防犯活動を助成するための補助金	
						◎山岳遭難対策事業費補助	
						山岳遭難事故防止活動を助成するための補助金	
						◎交通事故防止対策事業費補助	
						交通安全対策として通知業務を助成するための補助金	
						◎児童手当	
						職員に対する児童手当の支給に要する経費	
						◎安全運転管理協議会負担金	
						安全運転管理者等選任事業所としての本団体への負担金	
						◎安全運転管理者講習会等負担金	
						安全運転管理者の法令講習会等負担金	
						◎警察職員貸与被服調製費	
						警察官等に貸与する被服の調製に要する経費	
						◎警察運営諸費	
						赴任旅費、健康管理経費等職員の管理に要する経費、暖房用燃料、光熱水費等庁舎の維持管理に要する経費及び電子計算組織の運用、庁用備品の整備等事務運営等に要する経費	

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	装備費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
⑨暑熱対策推進事業費	22,529			22,529	(0) 0	◎暑熱対策に必要な資機材の整備に要する経費	
警察装備費	369,262	110,401		258,861	(290,199) 407,591	◎ヘリコプター資機材等整備事業費 1 0 5 , 5 0 7 ヘリコプターの特別点検整備等に要する経費 ◎車両、警察官装備貸与品等維持修繕費 7 7 , 0 6 0 警察車両、ヘリコプター、船艇及び各種装備品の維持管理に要する経費 ◎車両等燃料費 1 7 4 , 5 6 0 警察車両、ヘリコプター及び船艇の燃料購入費 ◎装備品購入費 1 , 9 5 1 警察装備品の整備に要する経費 ◎エンジン整備講習会等負担金 5 8 8 ヘリコプターのエンジン整備講習会等受講負担金 ◎諸費 9 , 5 9 6 職員旅費及び装備資器材検査手数料等装備関係諸費	
日 計	391,791	110,401		281,390	(290,199) 407,591		

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	警察施設費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
警察施設改修費	116,287		財産収入 3,993 繰入金 89,294 県債 23,000		(0) 164,059	◎警察署、交番、駐在所等警察施設の改修等に要する経費	
交通安全施設整備費	862,867	206,136	県債 365,000	291,731	(278,085) 804,258	◎信号機の新設・改良及び道路標識・標示の更新等交通安全施設の整備に要する経費 ・補助事業費 412,272 ・単独事業費 450,595	
交通安全施設高度化推進事業費	361,625	178,662	県債 160,000	22,963	(31,687) 511,957	◎信号機のLED化及び交通管制システムの高度化に要する経費 ・信号機のLED化 357,324 ・交通管制システムの高度化 4,301	
⑨路面標示緊急補修事業費	43,604	7,381		36,223	(0) 0	◎摩耗している道路中央線の補修に要する経費	
交通安全施設維持管理費	344,125	10,542		333,583	(349,491) 349,491	◎信号機等の電気料、回線専用料、保守管理委託料等交通安全施設の維持管理等に要する経費	
警察庁舎等維持修繕費	63,530		財産収入 63,530		(0) 65,088	◎警察庁舎等の維持補修等に要する経費	
目 計	1,792,038	402,721	財産収入 67,523 繰入金 89,294 県債 548,000	684,500	(672,897) 1,951,487		

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	運転免許費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
認知症等早期発見支援事業費	11,621		使用料及手数料 11,621		(0) 11,091	◎医療系専門職員の配置（3名）に要する経費	
自動車運転免許事務費	575,310	24,433	使用料及手数料 550,877		(0) 562,049	◎更新時講習業務委託料 51,385 運転免許証更新時の講習に要する経費 ◎運転免許証発行機器賃借料 37,782 運転免許証の発行機器の維持管理に要する経費 ◎運転免許業務諸費 486,143 運転免許試験の実施、施設の維持管理等運転免許業務に要する諸経費	
日 計	586,931	24,433	使用料及手数料 562,498		(0) 573,140		

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	恩給及退職年金費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
警察恩給費	10,408			10,408	(11,196) 11,196	◎扶助料等恩給の支給に要する経費	
目 計	10,408			10,408	(11,196) 11,196		

(款) 警察費		(項) 警察活動費			(単位 千円)	目	警察活動費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
詐欺被害防止総合対策事業費	39,268			39,268	(24,733) 21,733	◎特殊詐欺等の被害を防止するため、詐欺の手口に応じた「被害に遭わせない」ための対策及び若者を「犯罪に加担させない」ための対策に要する経費 Ⓣ・国際電話遮断アプリ等の普及・加入促進 3,427 Ⓣ・SNS等を活用した総合的な広報啓発や防犯アドバイザーによる出前講座の実施 20,333 ・コールセンターによる注意喚起やATMでの振り込み防止対策 9,775 ・若者を「犯罪に加担させない」ためのメッセージコンテスト 5,733	
地域防犯力強化育成事業費	31,791			31,791	(32,964) 32,964	◎スクールサポーターの配置及び地域安全情報の発信に要する経費 ・スクールサポーターの配置（8名） 29,309 ・「まもめーる」システムの維持管理経費 2,482	
空き交番・県民安全相談対策事業費	106,243			106,243	(100,621) 100,621	◎交番相談員及び警察安全相談員の配置に要する経費 ・交番相談員の配置（21名） 76,934 ・警察安全相談員の配置（8名） 29,309	
110番通信指令システム管理事業費	276,570	75,000		201,570	(115,506) 115,506	◎災害対応能力や初動警察活動を強化するための110番通信指令システム及び総合指揮室映像表示システムの維持管理に要する経費 ・110番通信指令システムの維持管理 260,580 ・総合指揮室映像表示システムの維持管理 15,990	

(款) 警察費		(項) 警察活動費			(単位 千円)	目	警察活動費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
⑨ 大規模災害対策推進事業費	7,825		県債 2,000	5,825	(0) 0	◎大規模災害発生時に迅速かつ安全な救助活動を実施するための資機材の整備等に要する経費	
一般警察活動費	340,340	65,122	使用料及手数料 213 諸収入 41,365	233,640	(219,745) 309,582	◎被害者支援事業費 13,485 犯罪被害者等支援事業の民間委託に要する経費 ◎電話専用料等通信運搬費 144,549 警察電話等回線専用料及び加入電話使用料等 ◎旅費 33,257 一般警察活動に要する旅費 ◎留置人膳料 29,082 留置人の給食に要する経費 ◎その他活動費 119,967 広報、教養等一般警察活動に要する諸経費	
装備資器材等充実強化費	105,008			105,008	(109,396) 109,396	◎重要犯罪等の捜査に迅速かつ的確に対応するための機器の整備等に要する経費	
警察業務効率化推進事業費	27,376			27,376	(24,960) 24,960	◎業務を効率的に推進する環境の整備に要する経費 ・文書管理システムの維持管理 24,481 ・テレビ会議システムの運用保守 2,895	
⑨ 刑事手続デジタル化推進事業費	1,826			1,826	(0) 0	◎刑事訴訟法の改正に伴う刑事手続デジタル化に必要な機器の整備に要する経費	

(款) 警察費		(項) 警察活動費				(単位 千円)	目	警察活動費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要		
		国庫支出金	その他	一般財源				
刑事警察費	436,098	94,013	使用料及手数料 6,294	335,791	(332,371) 430,321	◎捜査支援システム整備事業費 捜査支援システムの整備及び維持管理に要する経費 159,843 ◎少年非行防止活動推進事業費 少年非行防止活動の推進に要する経費 8,207 ◎報償費 刑事事件捜査費等刑事・生活安全警察活動に要する報償費 27,644 ◎旅費 犯罪捜査、生活安全警察活動等に要する旅費 39,500 ◎犯罪捜査等諸費 捜査用資器材の整備、捜査資料の作成等刑事・生活安全警察活動に要する諸経費 200,904		
交通事故ゼロ推進事業費	50,153			50,153	(24,553) 49,106	◎交通安全対策を推進するための交通安全広報・教育・取締等に要する経費 ・自転車交通ルールの周知対策 17,421 ・交通安全教育車を活用した交通安全教育 13,945 ・高齢者の交通事故防止対策 6,799 ⑤・交通違反取締用機材の整備 6,006 ⑤・横断歩行者の交通事故防止対策 5,982		

(款) 警察費		(項) 警察活動費				(単位 千円)	目	警察活動費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要		
		国庫支出金	そ の 他	一般財源				
交通指導取締費	371,514	24,249			(38,991)			
						◎交通事故抑止強化対策推進費		
						交通事故の抑止強化対策に要する経費		
						◎自動車保管場所申請ワンストップサービス推進事業費		
						自動車保管場所申請ワンストップサービスの運用に要する経費		
						◎違法駐車対策推進事業費		
						放置違法駐車車両の確認事務の民間委託等に要する経費		
						◎報償費		
						交通事件捜査費等交通警察活動に要する報償費		
						◎旅費		
						交通指導取締、事件捜査等に要する旅費		
						◎交通指導取締諸費		
						取締用資器材の整備等交通警察活動等に要する諸経費		
目 計	1,794,012	258,384	使用料及手数料 202,642 諸収入 75,040 県債 26,000	1,231,946	(1,050,637) 1,525,447			

大分県地方警察職員定数条例の一部改正について

1 条例の概要

警察法(昭和29年法律第162号)第57条第2項の規定に基づき、大分県警察職員の定数を定めたもの。

2 改正理由

地方公務員の定年引上げによる影響を緩和し新規採用者を確保等するため、警察法施行令(昭和29年政令第151号)の一部改正が行われることによるもの(令和8年4月1日施行)。
※定年引上げ以降、2年に1回の改正

3 改正内容

施行令の改正により、特例で大分県警察官の定員数が増(+1名)となることに伴い、本条例を下記のとおり改正する。
なお、特例の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間である。

○定年引上げに伴う一時的な定員数の増

	退職者 見込数	新規採用者見込数	
		平準化なし	平準化あり
R7年度	43	—	—
R8年度	45	43	44
R9年度	—	45	44

←定数+1
※本議案により
定数を改正

現 行

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

警察官
警視 92人
警部 187人
警部補及び巡査部長 1,189人
巡査(警察教養施設において新任者として教養訓練中の警察官を含む。)624人
小計 2,092人
警察官以外の職員 345人
合計 2,437人

変更なし

改 正 後

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

警察官
警視 92人
警部 187人
警部補及び巡査部長 1,189人
巡査(警察教養施設において新任者として教養訓練中の警察官を含む。)624人
小計 2,092人
警察官以外の職員 345人
合計 2,437人

新設

附則1～5 (略)
6 (新設)

附則1～5(略)
6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第2条第1項の規定の適用については、同項中「624人」とあるのは「625人」と、「2,092人」とあるのは「2,093人」と、「2,437人」とあるのは「2,438人」とする。

4 施行期日

令和8年4月1日

「大分県暴力団排除条例」の一部改正について

改正の目的

青少年のための良好な環境の確保

青少年の健全育成の推進

繁華街における暴力団と事業者の関係遮断

大分県からの暴力団排除の更なる推進

1 暴力団事務所に対する規制強化【拡大・新設】

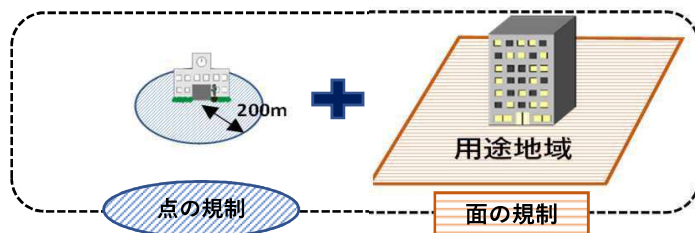
現行

- 保護対象施設の周囲200メートル以内の事務所開設・運営禁止
・保護対象施設である学校や公民館等の周囲200メートルにおける事務所開設・運営を禁止
→罰則：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



改正後

- 現行の保護対象施設に都市公園法第2条に規定する都市公園を追加【拡大】
- 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の事務所開設・運営禁止（工業専用地域を除く）【新設】
・違反者に対する措置：中止命令
→命令違反には罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

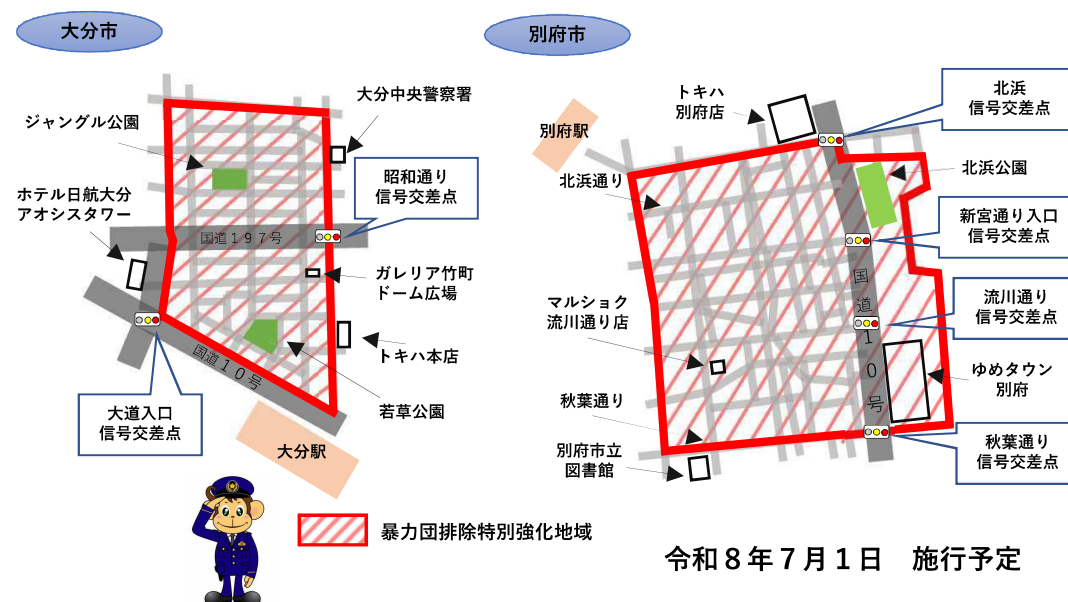


2 暴力団事務所への青少年の立ち入らせに対する規制【新設】

- 正当な理由がある場合を除き、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることを禁止
・違反者に対する措置：中止命令・再発防止命令
→命令違反には罰則（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

3 暴力団排除特別強化地域の指定及び資金獲得活動の規制を強化【新設】

- 暴力団排除特別強化地域を指定
【大分市】都町一丁目から四丁目、中央町一丁目から四丁目
【別府市】北浜一丁目、楠町、元町
- 特定営業者
風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業、スカウト業 等
- 禁止行為
上記特別強化地域内における暴力団員と特定営業者間のみかじめ料等の授受等を禁止
- 違反者に対する措置
→罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）



令和8年7月1日 施行予定